

新潟市母子生活支援施設指定管理者募集要項

第1 選定の概要

新潟市母子生活支援施設は、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、併せて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とした児童福祉施設です。(児童福祉法第38条)

平成17年6月議会において新潟市母子生活支援施設条例の一部を改正し、「ふじみ苑」については指定管理制度を導入し、平成18年4月からの3年間は、社会福祉法人新潟市社会福祉協議会を指定管理者として指定、平成21年度からは、ふじみ苑に加え、これまで直営で運営してきたさつき荘とともに2施設を一括して指定管理としました。

母子生活支援施設は、支援の継続性と専門性を必要とする特殊な施設であることから、現在の指定管理者から必要書類を提出していただき、評価会議による評価及び意見聴取を基に再選定してきました。

しかしながら、本市では、他の各種福祉施設についても、民間のノウハウの活用により施設運営経費の削減や、利用者に対するサービス向上が期待されることから、公募により選定を行っています。

また、母子生活支援施設を所管し指定管理を導入している他の政令市6都市のうち、5都市が公募で選定を行っていることから、施設の特性はあるものの本市においても公募での選定が可能と判断できます。よって今回より公募で選定することとしました。

また、より効果的、効率的な運営が可能となることから、今回も、2施設一括での管理運営とします。

1 施設の概要

(1) 新潟市母子生活支援施設ふじみ苑

所在地	新潟市東区(非公表)
敷地面積	2,432.03 m ² (隣接の別施設を含む)
建築面積	338.97 m ² 延床面積 1,481.72 m ²
構造・階高	鉄筋コンクリート3階建て
建築年月	平成12年11月
施設内容	居室 18室(うち1室身体障がい者対応居室) 共有部分 事務室, 相談室, 多目的ホール, 図書室, 静養室 他

(2) 新潟市母子生活支援施設さつき荘

所在地	新潟市江南区(非公表)
敷地面積	1,990.00 m ²
建築面積	492.15 m ² 延床面積 1,109.23 m ²
構造・階高	鉄筋コンクリート3階建て
建築年月	昭和55年4月
施設内容	居室 18室 共有部分 集会室, 遊戯室, 静養室, 会議室

2 施設管理に関する条例等

新潟市母子生活支援施設条例
新潟市母子生活支援施設条例施行規則

3 指定予定期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで
(改元の際は、新元号年月日に読み替えることとします)

4 指定管理者選定スケジュール

項目	時期
(1) 募集要項の配布日	平成30年 9月 3日 (月)
(2) 申請者募集説明会	平成30年 9月 7日 (金)
(3) 募集要項に関する質問の受付期限	平成30年 9月14日 (金)
(4) 募集要項に関する質問の回答期限	平成30年 9月20日 (木)
(5) 申請書類の提出期限	平成30年10月 2日 (火)
(6) 評価会議の開催日	平成30年10月 9日 (火)
(7) 選定結果の通知	平成30年10月10日 (水)
(8) 指定管理者の指定	平成30年12月議会
(9) 指定管理者との協定締結日	平成31年 4月 1日 (月)

- (1) 募集要項の配布
新潟市こども未来部こども家庭課で配布する他、市ホームページに掲載します。
- (2) 募集要項に関する質問の受付
受付期限：平成30年9月14日 (金)
受付方法：質疑事項提出書(様式7)を電子メールで送付してください。
- (3) 募集要項に関する質問の回答
募集要項に関する質問と回答について、市ホームページに掲載します。
- (4) 申請書類の提出
提出期限：平成30年10月2日(火) 必着
提出方法：持参または郵送のいずれかで提出してください。
提出先：新潟市こども未来部こども家庭課
- (5) 評価会議の開催
①申請者によるプレゼンテーション(プレゼンテーションは原則公開とします。申し出た内容により非公開とする場合もあります。非公開を希望する場合は申し出てください。)
②評価委員による意見交換及び評価項目に対する採点
※日程は変更になる場合があります。詳細が決まり次第通知します。
- (6) 選定結果の通知および公表
選定結果は、評価会議に参加した申請者に対して通知します。

また、選定の結果は、市ホームページへの掲載等により公表します。

(7) 指定管理者の指定

議会の議決後、指定管理者として指定します。

(8) 指定管理者との協定締結

市は指定管理者と協定締結のための協議を行い、協定を締結します。平成31年4月1日からの業務を支障なく行えるよう打合せを行います。

第2 指定管理者の業務

指定管理者は、新潟市母子生活支援施設条例第14条に定める業務を行うこととします。詳細は、「新潟市母子生活支援施設指定管理者業務仕様書」を参照してください。

また、ふじみ苑においては、新潟市が新潟県女性福祉相談所長から委託を受けた「新潟県配偶者暴力被害者等一時保護委託事業実施要綱」に定める業務及び新潟市が実施する「新潟市配偶者からの暴力による被害者等緊急保護事業実施要綱」に定める業務を行ってください。

第3 経費に関する事項

1 指定管理者業務に要する経費

(1) 指定管理料および経費の支払い

市は、指定管理業務に要する経費として、別途締結する協定書に基づき、会計年度毎(4月1日から翌年の3月31日)に予算の範囲内で指定管理料を支払います。

(一時保護委託事業・緊急保護事業に係る経費は実績により都度支払います。)

指定管理者の提案する事業費がそのまま指定管理料になるわけではなく、市の予算の範囲内で協議し決定します。

平成31年度の市の予算は未定のため、指定管理料の額については現時点では提示できませんが、下記の平成30年度予算額を参考にしてください。

なお、必要に応じ、平成31年度の予算編成段階から予算に係る情報提供を行います。

H29決算	H30予算
47,540,000円	47,540,000円

※ 一時保護委託・緊急保護・第三者評価分は含まず

(2) 管理口座

経費および収入は団体自体の口座とは別の口座で管理してください。

(3) 市が支払う経費に含まれるもの

- ①人件費
- ②施設管理費
- ③事務費
- ④備品購入費
- ⑤その他、協議のうえ事業遂行上必要と認められる経費

(4) 指定管理業務会計の収入として見込まれるもの

指定管理料

※この他、一時保護・緊急保護を行った場合、委託料等の収入あり

(参考)

	一時保護件数	緊急保護件数	委託料総額
平成27年度	2件	1件	497,260円
平成28年度	1件	0件	227,060円
平成29年度	1件	1件	308,240円

※委託料単価は、婦人保護費国庫負担金及び国庫補助金交付要綱（厚生労働省）による

2 リスクの負担

指定管理期間中の主なリスクについては、業務仕様書「第7 リスク負担」の負担区分によるものとし、それ以外のリスク負担については、別途協議を行います。

第4 申請資格および提出申請書類

1 申請資格

新潟市内で、児童福祉法上の児童福祉施設の運営実績がある法人その他の団体が申請できます。

なお、次に該当する団体は、申請することができません。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第2項（昭和22年政令第16号）の規定により、一般競争入札等の参加を制限されているもの
- (2) 地方自治法第244条の2第11項（昭和22年政令第16号）の規定により過去に本市又は他の地方公共団体から指定を取り消されてから5年を経過しないもの
- (3) 最近1年間の国・新潟県・新潟市に納めるべき税金等を滞納しているもの
- (4) 本業務を円滑に遂行できる、安定的かつ健全な財務能力を有しないもの
- (5) 指定管理者申請者評価会議の委員が、当該団体の役員等をしているもの
- (6) 地方自治法第92条の2（議員の兼業禁止）、第142条（長の兼業禁止）、第166条（副市長の兼業禁止）、第180条の5（委員会の委員及び委員の兼業禁止）の規定に該当するもの
- (7) 団体及びその役員等（法人である場合にはその役員、その支店又は営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者を、法人以外の団体である場合には代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ）が、暴力団（新潟市暴力団排除条例（平成24年新潟市条例第61号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第3号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるもの
- (8) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与しているもの
- (9) 役員等が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているもの
- (10) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与しているもの
- (11) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するもの

2 申請書類

提出する申請書類は、「申請書類一覧」(別記1)により確認してください。
各様式とも要点が簡潔に分かるように作成してください。

- (1) 指定管理者申請書(様式1)
- (2) 団体に関する書類
 - ① 団体の概要(様式2)
 - ② 宣誓書(様式3)
 - ③ 申請者の役員等の一覧表(様式4)(提出された一覧は暴力団排除の観点から新潟県警察本部へ照会する場合があります)
 - ④ 定款, 規約その他これらに類する書類
 - ⑤ 登記簿謄本(発行日から3ヶ月以内のもの)
 - ⑥ 印鑑証明書(発行日から3ヶ月以内のもの)
 - ⑦ 法人の納税証明書(過去3ヵ年分の法人税, 消費税及び地方消費税, 県税, 市町村民税)
 - ⑧ 事業計画書(当該団体の指定申請書提出日の属する事業年度のもの)
 - ⑨ 貸借対照表(過去3ヵ年分)
 - ⑩ 損益計算書(過去3ヵ年分)
- (3) 事業計画書(様式5-1~様式5-7)
- (4) 新潟市母子生活支援施設収支計画書(様式6)

3 留意事項

- (1) 申請書類は12部(原本1部, コピー10部, 情報公開用1部)提出してください。情報公開用書類には、予め個人情報や団体の独自ノウハウなどの非公開情報部分にマスキング処理をお願いします。
- (2) 申請書類は理由を問わず返却しません。
- (3) 申請書類を提出した後に辞退する場合は、辞退届(様式8)を提出してください。
- (4) 申請に関して必要となる費用は、申請者の負担とします。
- (5) 申請書類は情報公開の請求により開示することがあります。
- (6) 申請書類等の著作権は、各申請者に帰属します。なお、本施設の管理運営に関し公表する場合、その他本市が必要と認める場合は、申請書類等の全部または一部を無償で使用できるものとします。

第5 指定管理者の候補者の選定

1 選定方法

外部有識者による評価会議を開催し、公開プレゼンテーションを実施します。プレゼンテーション終了後、評価会議において下記2・3で示す選定基準及び評価項目に基づき評価します。

評価会議による評価及び意見聴取を基に、市として指定管理者の候補者を選定します。

2 選定基準

- (1) 施設設置の目的が達成できること。

- (2) 利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られること。
- (3) 新潟市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例に定める基準に従った施設の運営が可能であること。
- (4) 事業計画の内容が、施設の効用を最大限に発揮することができるものであるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られていること。
- (5) 事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有していること。

3 評価項目と配点

評価項目		配点
1 基本方針	①施設運営にあたっての理念及び基本方針 ②施設運営の具体的内容	20
2 運営組織	①職員配置の考え方と勤務体制，資格要件 ②職員の資質向上，育成についての考え方及び内容	20
3 運営についての提案	①利用者の日常生活支援についての考え方及び内容 ②利用者の自立促進についての考え方及び内容 ③要望・苦情に対する対応及び方法	30
4 危機管理	①事故防止，防災に対する考え方と対処方法 ②事故，災害，緊急時の対応及び体制とセキュリティ対策 ③個人情報保護の方針及び方法	15
5 施設維持管理	①施設管理に関する考え方及び内容 ②環境への配慮 ③経費の効果的な活用	15
合 計		100

第6 指定管理者との協定に関する事項

1 基本的な考え方

市と指定管理者とは、業務を行う上で必要となる詳細事項について協議を行い、これに基づき協定を締結します。なお、協定書の発効は、平成31年4月1日とします。

2 協定内容

- (1) 指定期間に関する事項
- (2) 事業計画書に記載された事項
- (3) 市が支払うべき経費に関する事項

- (4) 第三者への委託に関する事項
- (5) 情報管理に関する事項
- (6) モニタリング及び実績評価に関する事項
- (7) 原状復帰に関する事項
- (8) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- (9) 損害賠償及びリスク分担に関する事項
- (10) その他市が必要と認める事項

3 その他

市は、指定管理者の指定を取り消した場合、別の管理者を選定する場合があります。

第7 モニタリング及び実績評価に関する事項

1 事業報告書

指定管理者は事業報告書を作成し、市が指定する日までに提出します。

2 アンケート等の実施

指定管理者は、施設利用者の利便性の向上等を図る観点から、アンケート等により、施設利用者の意見、苦情等を聴取し、その結果及び業務改善への反映状況について市に報告するものとします。

3 市が行うモニタリングに関する事項（目標管理型評価書等）

市は、指定期間中に業務内容、成果を把握し、市民サービスの向上に努めるため、目標管理型評価書によるモニタリングを行います。

モニタリングの実施に関して必要な事項については、協定書に規定することとします。

評価項目については、「公の施設目標管理型評価書」に記載のとおりですが、指定後、協議により定めます。

実績評価の結果、指定管理者の業務が基準を満たしていないと判断した場合、市は、指定管理者に必要な改善措置を講ずるよう指示をします。それでも改善が見られない場合、指定を取り消すことがあります。

第8 遵守すべき関係法令等

- ・ 地方自治法
- ・ 児童福祉法
- ・ 新潟市母子生活支援施設条例，同条例施行規則
- ・ 新潟市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例
- ・ 新潟市個人情報保護条例
- ・ その他関係法令（施設の安全確保，衛生の保持に関する各種法令等）

第9 業務引継ぎ

現指定期間の終了の日までに、現指定管理者が作成する業務引継書等により業務の引継ぎを行います。引継ぎに際しては、市が立ち会い、引継ぎの完了を示す書面を取り交わします。引継日は、市が現指定管理者と調整し、別途連絡します。

なお、指定期間終了時には、次期指定管理者に対して、円滑かつ支障なく、母子生活支援施設の業務を遂行できるよう、同様に業務の引継ぎを行うものとします。

第10 その他

1 業務の継続が困難になった場合の措置

指定管理者は、業務の継続が困難になった場合又はそのおそれが生じた場合は、速やかに市に報告するものとし、その場合の措置については、次のとおりとします。

(1) 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

指定管理者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難になった場合、又はそのおそれが生じた場合には、市は指定管理者に対して改善勧告等の指示を行い、期間を定めて改善策の提出及び実施を求めることができることとします。この場合、指定管理者がその期間内に改善することができなかった場合等には、市は指定管理者の指定の取り消し、又は業務の全部若しくは一部の停止を命じることができるものとします。

(2) 指定が取り消された場合等の賠償

上記(1)により指定管理者の指定が取り消され、又は業務の全部若しくは一部が停止された場合、指定管理者は、市に生じた損害を賠償するものとします。

(3) 賠償責任と保険加入

指定管理者の責めに帰すべき事由により損害が生じた場合は、指定管理者に損害賠償責任が生じることから、原則として指定管理者は、施設利用者等の身体・財物に対する損害賠償責任保険へ加入してください。

(4) 不可抗力等による場合

不可抗力その他、市又は指定管理者双方の責めに帰すことができない事由により業務の継続が困難になった場合は、市と指定管理者は、業務継続の可否等について協議を行い、継続が困難と判断した場合、市は指定管理者の指定の取消し、又は業務の全部若しくは一部の停止を命じることができるものとします。

2 災害発生時の対応

施設において、緊急事態が発生した場合は、利用者および近隣住民の安全確保を最優先とし、被害、損害を最小限に抑えるため、事前に危機管理マニュアルを作成し、日常的に避難誘導訓練等の対応を行ってください。

3 注意事項

(1) 申請者は、申請書の提出をもって本要項の記載事項を承諾したものとみなします。

- (2) 申請に際して必要となる一切の費用は、申請者の負担とします。
- (3) 提出された書類の内容を変更することはできません（軽微なものを除く）。
- (4) 申請者は、評価会議の委員、本市職員並びに本件関係者に対して、本件申請についての接触を禁じます。
- (5) 申請者一団体につき、提案は一案とします。
- (6) 申請書類は、理由の如何を問わず返却しません。
- (7) 市が必要と認める場合は、追加して書類の提出を求めることがあります。
- (8) 申請者の提出する書類の著作権は、申請者に帰属します。本市は申請書類の全部又は一部を無償使用できるものとします。
- (9) 申請書類の内容については、必要に応じ関係機関へ照会する場合があります。
- (10) 選定結果の公表に際して、申請者名および採点結果を公表します。
- (11) 申請書類提出後に辞退する場合は、指定管理者指定申請辞退届（様式8）を提出してください。
- (12) 施設の性格上、個人情報の取り扱いには十分注意してください。

4 その他

協定書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、市及び指定管理者双方が誠意を持って協議するものとします。

<資料提出・問い合わせ先>

新潟市中央区学校町通1番町602番地1
新潟市こども未来部こども家庭課

TEL : 025-226-1201 FAX : 025-228-2197

E-mail : kodomo.k@city.niigata.lg.jp